平成２３年（フ）第１６４６号
東京都三鷹市牟礼６丁目25番22―616号
債務者　千種くみこ
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１６５号
横浜市中区寿町３丁目９番地12　平成館611号室
債務者　西村　圭三
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０８号
横浜市鶴見区市場上町10番４―101号
債務者　原田　哲男
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０３号
横浜市港南区港南１丁目３番31―303号
債務者　有村　皆子（旧姓小此木）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７３号
横浜市港南区日野７丁目24番３号
債務者　田山　久子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１９号
静岡県静岡市清水区興津本町286番地の７
ベル・フローラ興津606
債務者　長澤　健吾
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７９号
静岡県磐田市新開824番地　リバーサイドビレッジＶ102号室、住民票上の住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1352番地　ネオステージ東浜松弐番館701号
債務者　磯崎　憲明
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
静岡県浜松市東区植松町258番地の11　ベルク・ユー405号、前住所静岡県浜松市東区植松町90番地の６　野中第６マンション102号
債務者　齋藤　富雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
静岡県浜松市南区新橋町80番地　マルダイ住宅６号
債務者　鈴木登志子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
静岡県袋井市睦町９番地の４　シティーハイツＢ棟102号
債務者　坪井　秀之
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４７号
京都府宇治市槇島町一ノ坪344―２　ライオンズマンション宇治706号、住民票上の住所栃木県下野市小金井５丁目26番地21
破産者　山田　知明
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２０９８号
愛知県春日井市八田町２丁目３番地３　ロワールＪ・Ｔ205号、申立時の住所愛知県小牧市光ケ丘１丁目１番地　アクシス光ケ丘１号棟905号
破産者　服部　勝利
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３９号
名古屋市熱田区三本松町23番10―402号　神宮東パークハイツ
破産者　山本　愛子
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９７号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ―４棟207号
破産者　小関　　優
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３８号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅406号
破産者　佐々　　武
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７５号
名古屋市守山区瀬古東３丁目207番地　グランベール301号
破産者　中華料理店峯蘭こと　西澤　俊文
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部